

周南市 犯罪被害に遭われた方への各種支援制度

経済的支援

✚ 見舞金・助成金の支給 生活安全課(☎0834-22-8320)

被害の状況など支給についての要件があります。詳しくは生活安全課へお問い合わせください。

✚ 交通遺児激励金等の支給 生活安全課(☎0834-22-8240)

交通事故により父母等を亡くされた交通遺児(高等学校卒業まで)の方々に対し、激励金等の支給事業の窓口を案内します。

✚ 学費や仕送りが足りない等の学生支援 教育政策課(☎0834-22-8532)

経済的な理由で修学が困難な方を無利子で貸付又は給付する奨学金で支援します。

✚ 保育園・幼稚園の費用についての納付相談 こども保育課(☎0834-22-8455)

保育園・幼稚園の費用が払えない等の相談に対応します。

✚ 水道料金等支払相談 上下水道局料金課(☎0834-22-8656)

水道料金等が払えない等の相談に対応します。

✚ 食の支援 リサイクル推進課(☎0834-22-8303)

食品ロスとなっている食べ物の有効活用に取り組む支援団体と連携しながら、経済的な理由で食料支援を必要とする方への食料提供などの相談に対応します。

✚ 貸付金、支援金、手当等の支援 商工振興課(☎0834-22-8373)

山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度、山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度(貸付要件有り)を紹介します。

✚ 生活困窮者自立支援 地域福祉課(☎0834-22-8200)

周南市社会福祉協議会と連携した生活困窮者自立支援事業による支援を紹介します。

✚ 生活保護法に基づく生活保護 生活支援課(☎0834-22-8453)

収入の減少等による生活困窮の相談に対応します。

✚ 転職、副業相談 子育て給付課(☎0834-22-8460)

ひとり親家庭の場合、収入が減り、家賃やローン、保険・公共料金が払えない等でお困りのときは、周南市自立相談支援センターと連携し、必要に応じてハローワークとも連携し転職、副業相談をします。

✚ 学生支援 子育て給付課 (☎0834-22-8460)

ひとり親家庭の場合、高等教育の修学支援新制度、高等学校等修学支援金、高校生等奨学給付金、母子父子

寡婦福祉資金貸付、奨学金、社協貸付を紹介します。

✚ 貸付金、支援金、手当等の支援 子育て給付課(☎0834-22-8460)

- ・ 児童手当を支給(高校生年代までの児童を養育している方が対象)します。
- ・ ひとり親家庭の場合、児童扶養手当(所得制限等要件有)、自立支援給付金事業や母子父子寡婦福祉資金貸付等の案内、又、必要に応じて他施策の紹介をします。
- ・ 義務教育終了までの児童で、両親(養父母のときは養父母)、または父親(養父)か母親(養母)が死亡した児童を養育し、本市に3月以上住所を有している者(所得制限等要件有)に遺児福祉手当を支給します。

✚ 医療費 子育て給付課(☎0834-22-8460)

- ・ 乳幼児・こども医療費受給者証の交付申請を案内します(保険診療内の自己負担分を助成。高校生年代まで対象。所得制限無)。
- ・ ひとり親家庭医療費受給者証の交付申請を案内します(保険診療内の自己負担分を助成。高校生までの児童を養育するひとり親家庭が対象。住民税所得割額が非課税等の要件有)。

✚ ひとり親家庭自立支援 子育て給付課(☎0834-22-8460)

ひとり親家庭の場合、生活を続けられない等のときは、自立相談支援センターと連携して支援します。

相談及び情報の提供等

✚ 法的支援制度の案内 生活安全課(☎0834-22-8320)

無料法律相談や民事法律扶助制度の活用を案内します。

✚ 児童虐待の相談 あんしん子育て推進課(☎0834-22-0850)

虐待相談のほか、養護相談、非行に関する相談等に、児童福祉司の資格を有する者等が対応します。

✚ 高齢者虐待の相談 地域福祉課(☎0834-22-8200)

養護者による高齢者虐待の場合、高齢者虐待防止法により対応します。

✚ 女性相談 人権推進課(☎0834-22-8205)

女性の暮らしに関する様々な相談、山口県男女共同参画相談センターの斡旋等、幅広く対応します。

✚ 配偶者暴力(DV)の相談 人権推進課(☎0834-22-8205)

配偶者暴力(DV)に関する相談を受け付け、支援するとともに、必要に応じて専門の相談窓口を紹介します。

✚ 性犯罪・性暴力の相談 人権推進課(☎0834-22-8205)

性犯罪・性暴力専門の相談窓口を紹介します。

日常生活の支援

✚産後ケア事業・養育支援訪問・産前産後サポーター派遣 あんしん子育て推進課(☎0834-22-0850)
子育てに関する相談や支援に対し、産後ケア事業、養育支援訪問事業等を案内します(いずれも要件有)。

✚子育て短期支援・子育て世帯訪問支援事業 あんしん子育て推進課(☎0834-22-0850)
一時的に家庭での養育が困難になる等、子育てのサポートに関する相談に対し、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業を案内します(いずれも要件有)。

✚幼稚園・保育所入園、一時預かり、ファミリーサポートセンター こども保育課(☎0834-22-8455)
子どもを預けたい、ひとり親となり子育てが大変になった等の相談に対し、幼稚園・保育所入園、一時預かりファミリーサポートセンター事業を案内します。

✚スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援 学校教育課(☎0120-783090)
子どもが不登校になり困っている等の相談に対し、小中学生については市のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援、教育支援センターへの通室を案内します。

心身の回復に向けた支援

✚こころの相談会・困りごと相談窓口 健康づくり推進課(☎0834-22-8553)
不安で気持ちが落ち着かない、精神的につらい、カウンセリングを受けたい等の相談に対し、こころの相談会困りごと相談窓口を案内します。

✚福祉サービス 地域福祉課(☎0834-22-8200)
福祉サービスを受けたい等の相談に対し、家族に要支援者等がいる場合、担当ケアマネージャー等と連携し適切な支援につなげます。

✚心身の回復に向けた支援 子育て給付課(☎0834-22-8460)
ひとり親家庭の場合、職場で働きづらい等の相談に対し、必要に応じてハローワーク就労相談につなげます。

✚児童扶養手当 子育て給付課(☎0834-22-8460)
重い障害を負った等の相談に対し、児童扶養手当の申請(所得制限等要件有、※18歳未満の子の監護及び障害の基準に該当した場合)を案内します。

住居の安全に向けた支援

✚自宅に住めなくなった 住宅課(☎0834-22-8282)
自宅に住めなくなったとの相談に対し、他の者より優先的に取り扱う者として、市営住宅への入居について案内します。

✚ひとり親家庭の居住の安定に向けた支援 子育て給付課(☎0834-22-8460)
ひとり親家庭の場合、状況を聴き取り、社協貸付などを案内します。

安全の確保に向けた支援

✚緊急避難 住宅課(☎0834-22-8282)

再被害防止として緊急避難したいとの相談に対し、応急対策として、市営住宅の一時的な使用について案内します。

✚高齢者の緊急避難 地域福祉課(☎0834-22-8200)

高齢者から緊急避難したいとの相談に対し、生活支援短期宿泊事業による一時的な受け入れを案内します。

✚二次的被害防止 人権推進課(☎0834-22-8456)

マスコミへの対応、近所の無責任なうわさ話、SNSの攻撃などの相談に対し、人権相談窓口及びSNSの誹謗中傷専門の相談窓口を案内します。

✚選挙人名簿の閲覧制限 選挙管理委員会事務局(☎0834-22-8521)

自分の名前、住所等の情報を外部に出さないでほしい等の相談に対し、選挙人名簿の閲覧制限をします。

✚住所情報の保護 市民課(☎0834-22-8292)

DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、加害者が住民票や戸籍附票の写し等の交付制度を利用して被害者の住所を探索することを防止するため、庁内関係所室及び関係他市町村と連携し、被害者の保護を図ります。

雇用の安定に向けた支援

✚商工振興課(☎0834-22-8373)

仕事を失った、休業している等の相談に対し、ハローワーク等の関係機関を案内します。

✚地域福祉課(☎0834-22-8200)

仕事を失った、休業している等の相談に対し、周南市社会福祉協議会と連携した生活困窮者自立支援事業による支援を紹介します。

✚子育て給付課(☎0834-22-8460)

- ・ひとり親家庭の場合、仕事を失った、休業している等の相談に対し、ハローワークと連携し、雇用保険手続きや就労相談を案内します。
- ・ひとり親家庭の場合、資格を取得しスキルアップしたい等の相談に対し、自立支援教育訓練給付金事業や職業訓練の紹介をします。
- ・ひとり親家庭の場合、自立したい等の相談に対し、現状やこれまでの経験の聴き取り、どう自立したいか目標設定を促しつつ、必要な制度を紹介します。